

令和2年2月5日

墨田区議会議長
田中邦友様

懲罰特別委員長
おおし 勝 広

懲罰特別委員会審査報告書

本委員会は、令和元年12月11日に付託された動議の審査を終了したので、下記のとおり報告する。

記

1 付託動議

大瀬康介議員に対する懲罰動議

2 審査結果

懲罰を科さない。

3 各会派等の意見

2月5日に開会した本委員会で開陳された各会派等の意見（要旨）は、以下のとおりである。

（1）無所属

大瀬議員の当該発言に関しては、客観的な事実としては他人の私生活にわたる言論であったとの見解を持つ一方で、その発言が職務上の限度を超えて、個人の問題に立ち入った発言であったと断定するには至らなかった。各会派でもその判断が分かれている現状で、議会の意見が真っ二つに割れるような結論は避けるべきであり、懲罰を科すには、議会としての最大限の合意形成が図られた上で行使すべきであるとの判断から、懲罰は見送るべきである。

ただし、今回問題とされた発言に対し、発言の取消し等の意思はないとの考えを示した大瀬議員の態度には苦言を呈したい。また、委員長の許可を得ないまま発言を続ける等、議会の秩序を乱すような行動は慎むべきであり、この点については、議長から大瀬議員に対して厳重注意を求める。

（2）立憲民主党墨田区議団

産業都市委員会での大瀬委員の産業観光部長に対する質問は、プライバ

シーに関わる質問かといわれれば否定しないが、懲罰を科すべきところまでとはいえない。また、職務上必要な限度を超えて個人の問題に入ったとまではいえず、懲罰を科すべきとまでにはならないと考え、本動議には反対する。

しかしながら、本委員会での弁明において、後に取消しを行うことになった発言などもあり、反省すべき言動があったことは厳重注意を受けざるを得ない。

懲罰動議を出すことは、対象になる議員の尊厳に関わる問題で、動議を出すことに意義があるなど、軽々にいうべきものでなく、懲罰動議は非常に重い事案であるので、特に慎重に取り扱うべきである。

(3) 日本共産党墨田区議会議員団

産業都市委員会での大瀬議員の発言は、議事に関係のない個人の問題を取り上げたものではないことは明らかである。また、個人の問題に入り込んではいないが、職務上必要な限度を超えているとまではいえないと考える。本区議会においては、議員の発言に関し、その取消し等を行ったことは何度もあったが、懲罰動議の提出は初めてである。今回の問題についても、議決で懲罰を科すのではなく、話し合いによって全体が納得できる形での解決が求められる。以上の点から、地方自治法第132条の規定に明確に違反するとまではいえず、懲罰を科すほどのものではないと考える。

一方で、当該発言は、聞く人によっては誤解を与える不適切な発言であったともいえる。また、本委員会においても、一身上の弁明の範囲を超える不適切な発言が見受けられた。

議会の品位と規律を保つには、議員一人一人の良識と自覚を高めるとともに、議員相互間の信頼関係の構築が必要であり、大瀬議員に対しては、議長から適切な注意を行うことが望ましいと考える。

(4) 墨田区議会公明党

本動議の対象となった発言は、地方自治法第132条の「他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」との規定に触れることは疑いようがない。しかし、職務上の範囲を超えて他人の問題に立ち上がった発言であったか否かについては、当該発言が甚だ説明不足であるものの、必要性がなかったとまではいえないと結論づけた。また、大多数の会派・議員の合意が求められることから、懲罰を科すには至らないと判断した。

ただし、本委員会での一身上の弁明を超えた不穏当な発言や委員長の制止を聞かずに発言しようとしたこと等に加え、本動議の対象となった発言を行った産業都市委員会において、当該発言以外にも担当部長に対し侮辱とも受け取れる言動を行ったことは不適切である。議員は、誤解を招かないよう丁寧で正確な発言が求められるため、大瀬議員には強く反省を求める。以上の点を踏まえ、議長から厳重注意などの対応を求める。

(5) 墨田区議会自由民主党

本動議の対象となった大瀬議員の発言は、職務関連性がなく、必要以上に個人の問題に踏み込んだものであり「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と定める地方自治法第132条に明確に違反しているため、懲罰を科すべきだと表明した。

懲罰を科すか否かについては各会派の意見は分かれたが、当該発言については問題があったと共通した認識が示された。私達としても、二度とこのようなことが繰り返されないようにすることが本意である。

他にも、大瀬議員は、本委員会での一身上の弁明に関する場において、委員を委縮させるような発言や、委員長の許可を得ない発言等を行った。加えて、これまでも相手の人格を否定するような発言等が多々繰り返されてきた。

議会は、闊達な議論を行う場でありながらも、規律を重んじ、発言に責任が伴うことを忘れてはならない。大瀬議員には、深く猛省を促したい。

その上で、懲罰以外の対応として、これまでの言動も含め、議長より厳重注意することが全会一致で合意できるのであれば、賛同したい。

4 まとめ

本委員会では、大瀬康介議員が令和元年12月5日開会の産業都市委員会において、理事者からの報告事項であった(仮称)墨田区産業観光マスタープランに関する質疑で、産業観光部長に対し「花街で遊ばれた経験はありますか。」との質問をし、この発言が、「地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定する地方自治法第132条に反し、懲罰を科すべきか等を審査した。

本区議会において、懲罰動議が提出されたのは、今回が初めてのことであったため、慎重に審査を行うこととした。審査に当たっては、本動議提出者からの説明及び当該議員からの一身上の弁明を聴取した上で、本動議の対象となった発言を受けた産業観光部長への質疑、弁護士などの参考人招致による専門的な見地からの意見聴取、委員間討議等を実施した。また、当該発言が、「個人の問題を取り上げた発言であったのか」、「職務上の限度を超えて、個人の問題に立ち込んだ発言であったのか」の2点が論点となり、活発な議論が行われた。

審査の過程では、当該発言が、個人の問題に立ち込んだ発言であったことは、委員間において見解が一致したが、職務上の限度を超えたものであるかについては、明確な見解の一致に至らなかった。また、懲罰を科すに当たっては大多数の会派等の合意が必要であるとの意見も出され、採決の結果、当該議員に懲罰を科さないものと全会一致で決定した。

しかし、当該議員は、本委員会において、その後発言を取り消したものの一身上の弁明の範囲を超えた発言を行うとともに、委員長の許可を得ずに発言し、これを制止された後も発言を継続したことなど、会議規則等に反する言動があった。また、本動議の対象となった発言をした産業都市委員会やこれまでの委員会等においても、不適切・不穏当と思われる発言も散見されてきた。この間のこうした言動に対し、議長からの注意を求める意見が全会派等から出され、また、当該議員に反省を求める意見もあった。よって、議長から当該議員に対し、反省を促すとともに、注意を行うよう求めるものである。

(参考) 審査経過

以下のとおり、本委員会を5回開会し付託動議の審査を行った。

回数	開会日	審査事項	備考
第1回	令和元年 12月11日	1 正副委員長の互選	
第2回	12月24日	1 委員会の運営方法及び審査日程 2 動議提出者の説明 3 大瀬康介議員の一身上の弁明 4 鹿島田産業観光部長に対する質疑 5 参考人の招致 6 次回の開会日時	
第3回	令和2年 1月16日	1 大瀬康介議員の一身上の弁明における一部発言の取扱い 2 参考人からの意見聴取 3 次回の開会日時	参考人：弁護士・伊東健次氏、株式会社地方議会総合研究所・廣瀬和彦氏
第4回	1月20日	1 本動議に係る委員相互間の討議 2 次回の開会日時	
第5回	2月5日	1 意見開陳及び採決 2 委員会審査報告書	